

i 道路の健全な通行について

◆道路上にはみ出している樹木の伐採のお願い

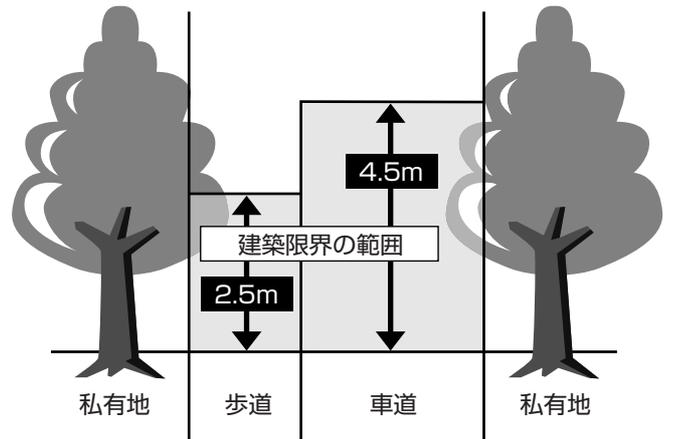
道路上に鉢植えなどが置かれて
いる箇所や私有地から道路や歩道
に樹木や枝がはみ出して、歩行者
や自転車および自動車などの通行
の支障となっている箇所があります。

箇所によっては、歩行者や通行
車両の事故につながる恐れがあり
ますので、事故を未然に防ぐため
にも建築限界を守り、はみ出して
いる樹木の伐採や鉢植えなどの移
動にご協力をお願いします。

※私有地の生垣や庭木などからの
倒木や道路上に張り出した枝の
落下などにより、通行中の歩行
者や車両などが損傷する事故が
発生した場合には、樹木の所有
者が賠償を問われる場合があります。
ます。

◆建築限界

道路法第30条および道路構造令
第12条では道路を安全に通行する
ため、車道の上空4.5m、歩道
の上空2.5mの範囲に通行の障
害になる物(樹木・看板など)は置
いてはならないと規定されていま
す。



○お問い合わせ

本庁まちづくり課 土木係

☎ 4312115

佐賀支所建設課 土木係

☎ 5513700

事業者の皆さんへ
「黒潮町コロナウイルス感
染症経済支援給付金」の
申請などについて

黒潮町では、新型コロナウイルス
による影響を受け、事業収入が
減少した事業者に対して、「黒潮
町コロナウイルス感染症経済支援
給付金」を給付します。

町内で事業を営んでいる方で、
左記に該当する場合は黒潮町商工
会までお問い合わせください。

◆対象者

次の①と②を満たす事業者(個
人・法人事業者は問いません)

- ①町内で事業所を運営する(法人
は、町内に本社または本店を有
する)事業者のうち、農林水産
業等一次産業・建設業・建築業
および公的要素が高い事業者を
除く事業者
- ②新型コロナウイルス感染症の影
響により、令和2年分の年間総
売上(国・県・町を問わず支援
金などの給付を受けた場合は、
それら全てを加算した額)が令
和元年分の年間総売上に対し減
少し、それに伴い年間所得も減
少している事業者

◆給付額

令和元年事業収入額から令和2
年事業総収入額を減じて得た額の
20%
・支給上限額

法人 200万円

個人事業者 100万円

・支給下限額

10万円(個人・法人は問いません)

◆申請書類の入手方法または場所

- ・黒潮町商工会のホームページか
ら印刷またはダウンロード
- ・黒潮町商工会本所および佐賀支
所

◆申請書類の受付期間

7月30日(金)まで

◆申請窓口

黒潮町商工会本所
(黒潮町入野1936-1)

○お問い合わせ

黒潮町商工会本所

☎ 4311203

黒潮町商工会 佐賀支所

☎ 5512286

佐賀支所海洋森林課 商工係

☎ 5513115